

ア 10-5-3-1

● 摂津国島下郡太田村文書の整理について

太田（おおだ）村文書は、春原源太郎法学博士（1906～1969）の旧蔵で、昭和 62 年（1987）に古書店より購入されたものである。大半が江戸中期から後期の文書で、総数 142 点。過去にある程度整理されており、一部に「春原蔵書」印が押された専用の和紙封筒が用いられ、番号が付いた付箋（864-1～904）が挟み込まれていた。

内容から、太田村の庄屋を務めた寺川家の文書と思われ、関西大学図書館所蔵「摂津国島下郡太田村寺川家文書」（ア 4-3-8-1～4、ア 4-4-1-1～2、2019 年度整理）と一体の可能性がある。

今回の整理では、新たに 1 から資料番号を通した付箋を挟み直した。

● 摂津国島下郡太田村について

太田村は、現茨木市内を南流する安威川東岸に位置し、明治維新期の支配は「田安藩領分」で石高 1041 石 7 斗 7 升である（『旧高旧領取調帳』）。田安藩は徳川御三卿の 1 つ、田安家の領地を引き継いだもので、所領 10 万石の内 13,000 石余りが摂津国にあり、西成郡南長柄村（現大阪市北区長柄付近）に陣屋を置いていた。文書中に「長柄御役所」として登場するのが、それである。太田村は摂津国の田安家領の内では最大の村で、3 つの枝郷を持っており、本村と合わせて「太田村四組」と総称していた。

● 摂津国島下郡太田村文書の内容について

文書箱の題箋には「水争ひ文書」と注記されており、文書の大部分は水論関係である。とくに、安威川に設けられた五社井堰の水利組合（「五社組」「五社井組」などと呼ばれる）7 か村、島下郡太田・惣持寺・中城村（以上、茨木市内）、島上郡宮田・富田・西五百住・赤大路村（以上、高槻市内）にかかわる訴訟はたびたび繰り返されている（天明 7・文政 9～12 年）。

また、上流の島下郡清坂村の新田開発に伴う引水妨害（文化 3 年、1806）や太田村に北接する同郡安威村の一之堰の用水不足（文政 6 年、1823）などの争論も見られる。

このほか、水利工事として、字「堂の後」の溜池普請（文政 12 年、1829）が行われていること、また、幕府から水論の裁許書・絵図を提出する旨（安永 2・天保 11 年）の御触れがあり、天保 11 年（1840）には組合村々がそれに対応していることなども、興味深い。

なお、この文書群は、摂津国島上郡柱本村（現大阪府高槻市柱本付近）に関する文書 5 点を含む。その中には慶長元年（1596）「堤下ニ成永荒帳」の写〔資料番号 114〕や享保 17 年（1732）の「地並帳」〔同 142〕など、比較的古く重要なものが見られる。太田村と柱本村は地理的に近いが、古書店から平成 4 年（1992）に購入した記録が〔142〕の文書中に残るので、姻戚関係などを通じて太田村寺川家に入ったものではない。ここでは一応、太田村文書の一部として扱い、文書群名と、説明・注記欄でその存在を示した。

本文書中の一部には、近世の身分的差別に基づく表現が見られる。これらの文書は学術研究上、重要な史料であり、歴史の中で生み出された身分制度を正しく把握し、今日も続く不当な差別への認識を深めるために有用である。閲覧者の方々は本学図書館の意図をご理解のうえ、責任を持って適切にご利用願いたい。